

令和4年12月20日

精華町議会

議長 三原和久様

民生教育常任委員会

委員長 内海富久子

## 民生教育常任委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第80条の規定により報告します。

### 記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第77号	精華町立体育館・コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例一部改正について	原案可決
議案第82号	精華町立体育館・コミュニティーセンター及び町内体育施設の指定管理者の指定について	原案可決

## 【委員長報告】

議案第77号	精華町立体育館・コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例一部改正について	原案可決
--------	--	------

【概要】 一般利用の会議室を指定管理者従業員の福利厚生室に用途変更するため、整理を図るもの。

- Q 従来の5つの会議室を4つの会議室に用途変更するものであるが、どのような形態で使用するのか。また、費用は。
- A 現在、休憩室、昼食室として利用している第2会議室を、今回の改正で、現在の第1会議室に指定管理者従業員の福利厚生室として設置し、整理するものです。新たな費用発生はないと考えている。
- Q 運営団体が変わっていく中で、町民への各会議室の利用案内情報と利用実態に齟齬がある、今回の改正に至った経緯は。
- A 当初、行政財産使用許可としてきたが、平成25年度から指定管理者業務となり、事務執行上の都合で転用という形になっていた、指定管理者団体が変わるこの機会に、実態に合った会議室の適正な運用に整理するため、今回の改正に至った。
- Q 第1会議室を欠番とすることに違和感がある、会議室の番号整理で済む問題ではないか、その理由は。
- A 従来の慣れ親しんだ室番号受付時、窓口の電話対応において、勘違いに伴う混乱の恐れがある。また、案内表示が館内・外多数あり、改修費が必要となるため、欠番とした。

議案第82号	精華町立体育館・コミュニティーセンター及び町内体育施設の指定管理者の指定について	原案可決
--------	--	------

【概要】 施設の管理業務を指定管理者に行わせるため共同団体「精華町スポーツ協会・三幸グループ」を指定するもの。指定期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日。

- Q スポーツ協会との共同体である三幸グループの経営状況、評価は。
- A 経営状況・財務状況等教育委員会事務局としても調査した。さらに、外部の公認会計士に依頼し、提出申請書類の審査では、短期・中期的な財務の安定性、収益性等の3つの視点から、大きな問題はないとの結果報告である。

◀ 反対討論なし ▶

◀ 賛成討論 ▶

- 指定管理者を公募することは当然であるが、指定された団体が精華町スポーツ協会・三幸グループという共同体であることに強い違和感がある。

また、非営利団体であるNPO法人と営利団体である株式会社とは、結局のところ

コラボすることができず、対立してしまうのではないかという強い懸念がある。  
町の強力な指導を求めることを前提に、本議案に賛成する。